

香川労働局発表  
平成27年11月2日

担 当	香川労働局労働基準部
	監督課長 片山 貴司
	主任監察監督官 小松 良弘
	電話 087-811-8918
<a href="http://kagawa-roudoukyokujsite.mhlw.go.jp/">http://kagawa-roudoukyokujsite.mhlw.go.jp/</a>	

### 「過重労働解消キャンペーン」を実施します ～11月7日には、無料の電話相談を実施～

厚生労働省では、過重労働などの撲滅に向けた取組として、11月1日から30日までの1か月間、「過重労働解消キャンペーン」を実施します。キャンペーンに当たって、香川労働局（局長 藤永芳樹）では、以下のような取組を行います。

- 1 労使の主体的な取組を促します  
労使双方の取組を促すため、キャンペーンの実施について、香川労働局労働基準部長から協力要請を行います。
- 2 キャンペーン期間中に、無料電話相談を実施します  
「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施し、過重労働や賃金不払残業などに関する相談に対応します。  
日 時 : 11月7日（土）9:00～17:00  
フリーダイヤル : 0120-794-713  
なくしましょう 長い残業
- 3 重点監督を実施します  
長時間にわたる過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる企業などへの監督指導を集中的に行います。
- 4 過重労働解消のためのセミナーを実施します  
企業の労務担当責任者等を対象に、過重労働解消に向けた労働基準法の解説と過重労働改善取組事例の紹介等を内容としたセミナー（委託事業）を実施します。

## 過重労働解消キャンペーンにおける香川労働局の取組

香川労働局では、11月1日から11月30日までの「過重労働解消キャンペーン」に当たって、以下の取組を実施します。

### 1 労使団体への要請

労使双方における取組を促すため、キャンペーンの実施に先立って、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について協力要請を行います。

### 2 無料電話相談の実施

フリーダイヤルによる「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施し、労働局の担当官が、過重労働や賃金不払残業などに関する相談に対応します。

日時：11月7日（土）9:00～17:00

フリーダイヤル：0120-794-713  
なくしましろう 長い残業

※ このほかにも、「労働条件相談ほっとライン」を開設して、平日夜間や土日に労働条件に関する相談を無料で受け付けています（厚生労働省委託事業）。

「労働条件相談ほっとライン」

フリーダイヤル：0120-811-610  
はい！ ろうどう

受付時間：月・火・木・金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00

[年末年始（12月29日～1月3日）は除く]

### 3 重点監督の実施

長時間にわたる過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施します。また、労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施します。

重点監督においては、

- ① 時間外・休日労働が労使で定めた協定（36協定）の範囲内であるか
- ② 賃金不払残業がないか
- ③ 労働時間管理が適切になされているか
- ④ 長時間労働者について、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられているか

等について確認し、問題が認められた場合には、是正を勧告、指導するとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処することとしています。

#### 4 過重労働解消のためのセミナーの実施

過重労働の解消を図るためには、各企業において自主的に、「長時間労働の削減」「労働時間管理」「健康障害防止対策」といった取り組みを進めることが重要であることから、労働基準法を中心とした過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、実際に取り組める事例の紹介などを内容としたセミナーを実施します。

日時：11月16日（月） 13:30～16:00

会場：アルファー穴吹ホール(香川県民ホール) 大会議室（高松市玉藻町9-10）

※ 上記のうち、2、4については取材可能です。なお、4について取材いただく場合は、11月12日（木）17時までに香川労働局監督課にご連絡ください。